

ESG 投資ポリシー

(目的)

第1条 IA パートナーズ株式会社（以下、「当社」という）は、投資先企業がステークホルダーである従業員、顧客、取引先、社会、株主のそれぞれに対して提供価値をバランスよく向上させ、中長期的に持続的成長を実現することの支援に取り組む「ステークホルダー投資」を基本理念としている。当社の基本理念は ESG の観点も内包するものであり、今後も更なる基本理念の追及、及び ESG 投資活動を推進していく。当社はこの使命に即して、投資活動における持続的な価値創造に資する環境・社会・コーポレートガバナンス（ESG）を考慮した ESG 方針を策定した。

2. 当社は、投資先企業の経営陣が長期的な価値創造に繋がる ESG リスクと機会の管理にコミットしていることを期待し、これらの取り組みを支援する。当社は、国際連合が策定した持続可能開発目標（SDGs）の達成の重要性を認識する。
3. 本方針はステークホルダーの期待および責任投資原則（PRI）等の国際基準をもとに、受託者責任と矛盾しない限りにおいて ESG へのコミットメントを約束するものである。
4. 当社は、スチュワードシップ責任を果たすために、積極的な対話を通じて、ESG 課題にポジティブな影響を与えることで、投資先企業が当社のファンドを離れた後も、持続可能で競争力のある企業となるよう、企業の育成を目指すものである。

(ESG の定義)

第2条 当社は、本方針に基づく ESG 活動として、以下に示す ESG 課題に関連するリスクと機会を考慮し、投資先検討および投資先企業の企業価値向上に取り組む。

(1) 環境

- ① CO2 排出量の抑制
- ② 大気汚染・水質汚染・土壌汚染
- ③ エネルギー効率向上
- ④ 危険物・廃棄物の管理・処理 等

(2) 社会

- ① 産業の発展/再編や技術革新への貢献
- ② 雇用創出と地方経済の発展
- ③ サプライチェーン上の取引の健全性
- ④ 製品の安全性・健全性
- ⑤ 従業員のウェル・ビーイングの向上 等

(3) コーポレートガバナンス

- ① 社会的責任の遂行
- ② 内部統制
- ③ 法令順守・コンプライアンス
- ④ 反社会的勢力との関係排除 等

2. 気候変動に起因するリスクと機会が、当社および当社の投資先企業に及ぼす潜在的な影響を認識し、投資活動において重要なリスクの管理に努める。

(適用範囲)

第3条 本方針は、原則として、本方針の採用後に支配権を有する投資に適用される。また、投資先の支配権を持たない場合は、投資先企業の経営陣に対して、本方針に則り、企業運営上の ESG リスクと企業価値向上につながる機会の特定と対応を促すものとする。

(依拠する法令・ガイドライン)

第4条 当社は、投資先企業およびその関連会社等が事業を行う国・地域の法令を遵守する。また、当社は、PRI（責任投資原則）に基づき、投資判断およびポートフォリオ管理において ESG 課題を考慮し、投資先企業の価値保全および向上に取り組むことで、中長期的な運用リターンの安定・向上に取り組む。

(役割及び責任)

第5条 ESG に関する役割及び責任は次の通りとする。

(1) 取締役会

本方針の策定、実施の監督の説明責任を有する。

(2) 投資委員会

投資案件の初期検討時から投資実行、モニタリング、エグジットまでの期間において、投資対象の事業性や投資金額、リスクリターンが妥当か、バリューアップ施策は適切か／投資実行後計画通り取り組んでいるか、エグジット方針が適切か／方針を変更する必要があるか等を ESG の観点を含めて審議し、適切に意思決定する。

(3) ESG 責任者

ESG 責任者は取締役会/代表取締役の下で、当社の ESG 組み込みを推進するため、適切な ESG 組み込みを実現するための体制を整備し、ESG への対応状況を取締役に報告する。また、必要に応じて外部専門家を活用する。

(4) ESG 担当者

ESG 担当者は ESG 責任者の下で、当社の ESG 組み込みを推進するため、ESG への対応状況を検査し ESG 責任者に報告する。また、役職員に対して ESG に

ついで研修（入社時のオリエンテーションや社内研修、ガイドラインの配布など）を実施する。

（５）役職員

当社の全役職員は、ESGに関する入社時のオリエンテーションや社内研修、外部研修等を通じて継続的にESGに関する知見を深めるよう努める。

（具体的な取り組み）

第6条 当社は、以下の通り投資活動においてESGの組み込みを行う。

（１）スクリーニング

投資先の選定に際して、投資先候補企業の事業または活動がESGネガティブスクリーニング・リストに記載されている企業への投資は行わない。

（２）デューデリジェンス

投資検討段階におけるデューデリジェンスを通じて、投資先のESGに関する取り組みの状況を確認し、重要なESGリスクを特定のうえ、投資実行後も見据えた取り組むべきESGテーマについて優先順位を設定する。投資決定プロセスにおいては、企業価値の向上につながるESG要因を評価する。

（３）ポートフォリオマネジメント

デューデリジェンスにおいて特定されたESG項目等につき投資先企業の改善取組を要すると当社が判断した場合、当社は適宜当該投資先企業への支援を行い、またその改善状況のモニタリングを行う。

（投資先企業からの報告）

第7条 当社は、投資先企業によるESG事項の管理状況の把握に努めるために、投資前のスクリーニング・重要性分析で識別されたESG課題に対して、投資先企業によるESG取組方針・ESG活動プランの策定を支援し、活動状況について適切にモニタリングを実施する。

2. 投資先企業において死亡事故や重大事故、または環境問題や法律違反によるESG関連の重大なインシデントが発生した場合は、当該インシデントは直ちに投資委員会に報告され、委員会において当該インシデントの重要性が判断される。その後、その重大性に鑑み、当社の取締役会に報告される。

（投資家への報告）

第8条 当社は、投資先企業のESGの取り組みに関して、定期的に投資家に対し報告を行う努力義務を負う。また、投資先企業においてESG関連のインシデントが発生した場合は、その重要性に鑑み、有限責任組合員に報告する。

(改廃・見直し)

第9条 本方針の見直しは定期的に行い、本方針の改廃は取締役会決議によるものとする。